

# 正副会長の活動状況

任期 2/3 が経過して

日本弁理士会副会長 小宮 良雄

## はじめに

平成 22 年度正副会長が就任して任期 2/3 が過ぎようとしている。といっても会長は昨年度から引き続きですから任期 5/6 が過ぎたというべきなのでしょう。いずれにしても、もうひと頑張りというところで

## 正副会長の構成

平成 22 年度正副会長は、筒井大和会長以下、松浦喜多男副会長、世良和信副会長、稲岡耕作副会長、狩野彰副会長、山崎高明副会長、正林真之副会長、鈴木一永副会長、それに私という構成です。会務は、主にこの 8 人が分担して会長を補佐するというかたちで執行します。

正副会長とともに村田実執行理事、山本宗雄執行理事、大西正悟執行理事、小島高城郎執行理事、中川裕幸執行理事、江藤聡明執行理事、打揚洋次執行理事、小林幸夫執行理事、青山仁執行理事、榎本英俊執行理事、今井貴子執行理事が加わって執行役員会が構成されている。執行理事の方々にも会務の執行には重要な役割を果たしてもらっています。その他、調査室のメンバー、および事務局員が執行役員会に同席しています。

筒井執行部の面々は多士多才であり、経験豊かなベテランからやる気満々の新進気鋭まで、重要事項は白熱した議論となることもしばしばある。しかし概ね落ち着くべきところに議論が集結し、役員会の一体感が損なわれることはない。

## 執行役員会

執行役員会は、原則として毎週水曜日、朝 10 時から夕 5 時まで開催される。始まりの冒頭、役員室長の声かけにより行事日程の確認からはじまる。よくまあこ

れだけの日程が詰まっているものだと感心しきりです。

日程の確認が終わると、事務局次長から会務に関する起案の項目読み上げがあり、順に審議処理が行われます。審議順は概ね議決事項からはじまり、専決事項、報告事項と進む。担当副会長或いは担当執行理事が起案の説明をし、全員一致で起案のとおりとなるものが多いが、議論の過程で起案を修正ということも儘ある。より良い会務執行を目指すという意味で必要なことであろう。なかには議論が白熱し全員一致にいたり、多数決で採決という例もあった。

議論に熱が入り昼食が 1 時すぎということもある。昼食の一時間は役員会の席では話しにくいようなことの情報交換の場でもある。全員が顔を見合せながら弁当を食べ、冗談も飛び交い楽しいひとときである。

昼食後は報告事項や、配布資料の説明等が多いが、急な議決事項も入ることがある。大体、3 時ぐらいで役員会は終ることが、それからあちこちに電話をかけたり、メールを出し、或いは事務局と打ち合わせて役員会の決定事項にもとづく諸々を実行する。また日程の消化に駆け回ることもしばしばである。

## 今までの 8ヶ月

会務は多方面であるとともに、各テーマの奥行きも深いので、とても一稿、あるいは一人では書ききれない。主だったものを項目だけでも取り上げてみる。任期始めは他団体、あるいは支部に対する挨拶回り、委員会の立上があった。その一方において定時総会の準備があった。特に予算の編成は、その年の執行部が何をやるかの実質的決定ともいえるので神経を使い、事務局に頼るところも非常に大きい。編成方針に事業毎に予算を明瞭にするという新機軸を織り込んで成果をあげている。

支部回りの休む間もなく今年初めてのためしみとして、支部サミットを開催し好評を得た。また会員相談窓口を、調査室を中心として設け、着々成果をあげています。その一方、夏から秋にかけて国際関係で、AILPA とのミーティング、あるいは日中弁理士交流会、欧州各国の弁理士との交流を幅広く行っている。

研修事業は弁理士会の事業中でももっと大きなものである。多くは既定方針どおり進め大過なくすすんでいる。特に実務修習生の急増という事態にもかかわらず、一人の脱落者もなく全員が終了という輝かしい結果となった。その一方において会員の義務研修では、未受講者が存在し、処分を免れない状況にある者がいることは痛恨の極みである。この義務研修は、会員の資質の維持向上のために取り入れられたものであり、決して処分のための制度ではない。各位におかれましても、制度趣旨を十分にご理解いただき、未受講、処分というような事態にならないように対応していただきたい。

#### これからの4ヶ月

この稿が公表されるときには、12月の臨時総会が終わっているであろうが、執筆時には総会議決を経ない事柄も多いので、歯切れの悪い書きぶりになってしまうことをご容赦願います。

我々のコア業務である特許出願がここ数年減り続けていることは、各位もよくご認識のところですが、アメリカや中国の出願が増え続けるなか、日本は激減ともいえる状況です。その一方で弁理士の数は増え続けています。その結果、知的財産を扱う業務量と労働供給

人口がアンバランスな状況を招来しつつあります。このような状況を打破するのが筒井執行部の政策目標でもあります。

目標達成の一として試験制度委員会を昨年から立上げ、弁理士試験合格者の適正人数も含めた弁理士試験のあるべき姿を議論し結論付けて各界に発信してゆきます。議論の客観性を担保するため、アンケートを既の実施し、結論に盛り込む予定です。

出願の激減対策として、メディアを通じて出願の激減が我国の技術立国を危うくすることを訴えてゆきます。また中小企業に対しては、予算が未消化であるといわれている公的な出願援助の利用を呼び掛け、具体的な利用法を弁理士が指導できるような体制を構築する。さらに、将来の弁理士業務の一つとなり得る営業秘密に関し経済産業省の実施する研究会に協力する。これらについては、予算処置を講じ総会決議を経て実行することになる。

このほか、近畿支部室の移転、会員総合データベースの構築、大分会設事務所の設置等を進めてゆきます。

最後になりますが、研修関連について一言お願いいたします。継続研修のなかの必修科目（特許法の改正、不正競争法の改正）が未終了の方が少なからずおります。この必修科目は、他の継続研修の科目とは異なり、期限のグループ分けとは関係なく、全員が2011年3月31日までに受講しなければなりません。Eラーニングによりご自分の事務所等で受講できますので、是非早めに終了させてください。ビデオ上映会も開催されます。